

時間額 920円から時間額 960円に引上げとなりました

# 北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **960** 円

（効力発生效年月日 令和5年10月1日）

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 011-709-2311（内線 3533）

|               |              |              |              |
|---------------|--------------|--------------|--------------|
| ・札幌中央 労働基準監督署 | 011-737-1191 | ・滝川 労働基準監督署  | 0125-24-7361 |
| ・札幌東 労働基準監督署  | 011-894-2815 | ・北見 労働基準監督署  | 0157-88-3983 |
| ・函館 労働基準監督署   | 0138-87-7605 | ・室蘭 労働基準監督署  | 0143-23-6131 |
| 江差駐在事務所       | 0139-52-1028 | ・釧路 労働基準監督署  | 0154-45-7835 |
| ・小樽 労働基準監督署   | 0134-33-7651 | ・名寄 労働基準監督署  | 01654-2-3186 |
| 倶知安支署         | 0136-22-0206 | ・留萌 労働基準監督署  | 0164-42-0463 |
| ・岩見沢 労働基準監督署  | 0126-22-4490 | ・稚内 労働基準監督署  | 0162-73-0777 |
| ・旭川 労働基準監督署   | 0166-99-4704 | ・浦河 労働基準監督署  | 0146-22-2113 |
| ・帯広 労働基準監督署   | 0155-97-1243 | ・苫小牧 労働基準監督署 | 0144-88-8899 |

## ～月給制の場合における時間額への換算方法について～

月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間数 最低賃金額 で比較します。

旭川市で働く A さんの労働条件で計算してみましょう。

令和 5 年 10 月 1 日以降、北海道最低賃金は、時間額 960 円です。

A さんの労働条件は、次のとおりです。

(1) 年間所定労働日数 255 日

(2) 月給総額 230,000 円

月給の内訳

基本給 170,000 円 精皆勤手当 20,000 円

家族手当 20,000 円 通勤手当 20,000 円

(3) 所定労働時間 1 日 8 時間

### ステップ 1 最低賃金の対象となる賃金額を明らかにしましょう。

精皆勤手当、家族手当、通勤手当は最低賃金の計算に当たり除外されますから、最低賃金の対象となる賃金額は基本給 170,000 円となります。

トライ 貴社で最も低い月額賃金はいくらですか。

\_\_\_\_\_ 円

### ステップ 2 1 か月平均所定労働時間を計算しましょう。

(年間所定労働日数 255 日 × 1 日 8 時間) ÷ 12 か月

= 170 時間

と計算されます。

トライ 貴社の 1 か月平均所定労働時間は何時間ですか。

\_\_\_\_\_ 時間

### ステップ 3 時間額へ換算をして、北海道最低賃金と比較しましょう。

170,000 円 ÷ 170 時間 = 1,000 円 > 960 円 (北海道最低賃金) と計算され、北海道最低賃金を上回っています。

トライ 時間額へ換算して、比較しましょう。

\_\_\_\_\_ 円 ÷

\_\_\_\_\_ 時間 =

\_\_\_\_\_ 960 円